新型コロナ関連 7.20

令和３年７月20日

会員各位

鎌倉市医師会　会長　山口　　泰
公衆衛生担当　理事　今井　一登

令和３年７月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について

神奈川県医師会より通知が参りましたのでお知らせします。

公益社団法人　日本医師会常任理事
羽　鳥　　裕
（公印省略）

令和３年７月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る
廃棄物の円滑な処理等について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、緊急事態措置を実施すべき区域の追加・延長、まん延防止等重点措置を実施すべき区域の終了・延長を受け、環境省環境再生・資源循環局廃棄物処理推進課及び廃棄物規制課から各都道府県等関係部局宛に「令和３年７月の緊急事態宣言を踏まえた新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の円滑な処理等について」が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本通知は、「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（新型コロナウイルス感染症対策本部決定）にもとづき、引き続き新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物を適正に処理しつつ、それ以外の廃棄物の処理についても安定的に業務を継続することが求められることから、廃棄物処理業者、排出事業者及び市区町村に、必要な留意事項を改めて周知するものになります。

その中で、以下のことが改めて示されていますのでご留意ください。

- 「新型コロナウイルスに係る感染性廃棄物は、その他の感染性廃棄物と同様に廃棄物処理法の処理基準に従って処理することが可能であるため、これらを分別することや特別な表示を行うことなどを求めることは、とりわけ優先的に処理する必要があるなどの正当な理由が無い限り慎むこと。」

なお、本会からは「「廃棄物に関する新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン」の一部改定について」（令和３年７月13日付け（地188）にてご連絡済み）等についてもご連絡差し上げておりますので、併せてご参照下さい。